

国立大学法人東京医科歯科大学環境安全管理室規則

平成26年11月13日
規則第114号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学環境安全管理室（以下「環境安全管理室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 環境安全管理室は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の環境保全及び化学物質の安全管理の充実に図るための専門的業務を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 環境安全管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 毒物及び劇物を含めた化学物質の入手、管理及び廃棄処分の適正指導に関すること。
- (2) 実験廃液の回収業務及び廃液処理の適正指導に関すること。
- (3) 排水水質検査業務及び排水処理の適正指導に関すること。
- (4) 国、地方自治体等への報告に関する事項に関すること。
- (5) 前各号に関し本学がとるべき措置について担当理事へ提言すること。
- (6) その他環境安全管理室業務に関し必要な事項に関すること。

（職員）

第4条 環境安全管理室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長（兼任）
 - (2) 教員（兼任）
 - (3) その他必要な職員
- 2 室長は、環境安全管理室の管理運営にあたる。
 - 3 室長の選考は、本学専任の教授のうち、国立大学法人東京医科歯科大学環境安全管理規則（平成27年8月10日規則第167号）第8条第1項に定める環境安全管理委員会（以下「委員会」という。）の推薦に基づき、学長が行う。
 - 4 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 5 室長の任期の末日は、当該室長を選考する学長の任期の末日以前とする。
 - 6 室長に不測の事態が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 第1項第2号の教員は、室長の命を受け、環境安全管理室の業務に従事する。

（教員）

第5条 前条第1項第2号に規定する教員は、本学の教員のうち、室長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 前項の教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項の教員に欠員が生じた場合の補欠の教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 環境安全管理室の事務は、職員健康管理・環境安全管理事務室において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、環境安全管理室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規則の施行日に置く第5条第1項第1号及び第2号に定める教員の選考は、第5条第3項及び第6条第4項の規定にかかわらず、学長が行う。

附 則（平成27年8月10日規則第168号）

この規則は、平成27年8月10日から施行する。

附 則（平成28年10月11日規則第150号）

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則（令和2年7月17日規則第90号）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。